

# 循環型社会を支える建設リサイクルの課題

2000年は循環型社会元年といわれる。環境基本法（1993年11月公布・施行）のもと、循環型社会形成推進基本法（2000年6月公布）が公布された年である。この法を実行するために、循環型社会形成推進基本計画（以下、「循環基本計画」という）が、2003年3月に策定された。その後、循環基本計画の改訂が検討され、2008年3月に第2次循環基本計画が策定された。その主な内容として、「21世紀環境立国戦略」の考え方、地域循環圏形成の概念、国際的な循環型社会の構築、物質フロー指標や取組指標の定量的把握・評価等が取り込まれた。「21世紀環境立国戦略」としては、持続可能な社会の実現に向け、「循環型社会」と「低炭素社会」、「自然共生社会」に向けた取り組みを統合的に展開することの重要性が提示された。これら3つの社会を統合的に作り上げることを通して、持続可能な社会が実現できると考えられる。

このような背景のもと、2000年5月に公布された建設リサイクル法は、見直し規定に基づき、2007年11月から国土交通省の建設リサイクル推進施策検討小委員会と環境省の建設リサイクル専門委員会の合同会合で評価・検討され、2008年12月に「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について」がとりまとめられた。建設廃棄物の分別解体等及び再資源化等は着実に進展し、特定建設資材廃棄物をはじめとして建設廃棄物全般の再

資源化等率は向上し高いレベルで推移していると評価された。また並行して、国土交通省は、2002年策定の「建設リサイクル推進計画2002」と、2003年策定の「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」を統合し、基本的考え方、目標、具体的施策を示す「建設リサイクル推進計画2008」を策定した。この計画は、計画目標年次を2012年（ただし、第2次循環基本計画の目標年2015年と整合させるため2015年度の目標値も定めている）とし、2008年度から2012年度の5ヵ年としているので、次期の建設リサイクル推進計画がやがて策定されるものと推察される。

建設関係者の継続的な努力のもと、引き続き分別解体等の徹底を図るとともに、建設資材廃棄物の再資源化等を促進し、関係者間の連携強化、建設リサイクルに関する普及啓発等が図られている。しかしながら、近年特に考慮すべき問題として、東日本大震災への対応、エネルギー・地球温暖化施策、バイオマス資源（木質バイオマス、下水汚泥等）などがあるが、本論では今回のテーマである循環型社会の形成推進に関わる建設リサイクルの根本問題について言及する。建設副産物（建設廃棄物と建設発生土）のリサイクルを考える場合、全体の物流管理（ものの流れと変換）という視点が重要であり、またそのための情報管理が必要と考える。つまり、①建設副産物の発生抑制、②物

北海道大学大学院 工学研究科 特任教授  
(北海道大学 名誉教授)

ふる いち  
古 市

とおる  
徹



流管理の適正化、③リサイクル製品の需要と供給の把握、に関することである。①は当然として、まず③については、バージン製品の場合、ニーズがなければ無理に製造しなくてよい。しかし、リサイクル製品の場合、多くはニーズの有無に係わらずリサイクルが目的化し、そのため大量のインプットとアウトプットが発生し、それを調整し、流すためのニーズが重要となる。つまり、その需要の部分を確保しない限り市場原理のもと、リサイクルされたものが結局処分場に行ったり、不法投棄されたりすることになる。次に②に関して、適正な物流管理からはずれたものが不法投棄になるが、建設廃棄物の不法投棄量は、不法投棄産業廃棄物の中で約7割強も占めている。最近減少傾向とは言え、悪いイメージを払拭することが最優先課題である。建設業界の似たような構造として、既に解決されている談合問題がある。この弊害は、①遵法性、②建設業界に対する不信、③税金の無駄遣い、ということである。全く不法投棄も同じ構造であり、ルールを守らないこと、不法投棄物としての不信感、代執行する場合の税金投入がある。業界が一丸となって解決すべき緊急課題であるが、罰するだけでなく予防するための仕組みとして、物流管理とその情報管理の徹底を図ることが、基本原則である。例えば、物流管理に係わる関係者の「義務とコストの公平な分担」の明

確化、環境面でのCSRの普及などは、有効な方策であろう。物流の情報管理として、適正なりサイクルと処理を担保するためにマニフェストシステムがある。この仕組みとつながらないと、どのように分類・搬出されて再利用施設へあるいは中間処理施設へ行くかという流れと量の実態がわからない。情報管理としての（電子）マニフェストを、不法投棄防止のための活用は勿論のこと、さらに建設副産物情報交換システムと連携させるシステムの構築などが有効な方策と考えられる。

最後に、大量に発生する建設発生土の不適正な流れの問題は重要であるため、課題として、①現在建設発生土の管理は強制力がない通達のみで、前述の建設発生土有効利用の行動計画の達成状況の評価がなく、また建設リサイクル計画における明確な位置付けがない、②建設発生土のリサイクル率には目標がなく、29%（2008年度）と低い水準にある、③9,894万 m<sup>3</sup>（同年の産業廃棄物の最終処分量の約10倍）がリサイクルされず処分に回され、また不適正な流れに移行する可能性が産業廃棄物より高いこと、などが挙げられる。さらに、建設発生土を利用する場合の有害性の問題は非常に難しいが、建設業界が引き続き検討すべき重要な課題である。